

## 公益財団法人川崎市産業振興財団 公的研究費の使用に関する研究者の行動規範

公益財団法人川崎市産業振興財団(以下「財団」という)における研究活動は社会からの信頼と負託によって成立し、その公的研究費の不正使用は社会からの信頼を著しく損なうものである。とりわけ川崎市民からの税金、国税を基にした研究活動は社会の期待の現れであるとの認識の下に信頼性と公平性を担保した研究活動を遂行するための行動規範を以下のとおり定める。

財団の研究者及び事務職員(特定研究職員、その他の公的研究費に関係するすべての職員、以下「研究者等」という)は、これを誠実に実行しなければならない。

- 1 研究者等は、公的研究費が国民の税金から支出されていることを認識し、公平かつ効率的に使用しなければならない。
- 2 研究者等は公的研究費の使用にあたり関係する法令、財団の規程、要綱等事務手続き、機器使用等の手続きを遵守しなければならない。
- 3 研究者等は研究計画に基づき、公的研究費を計画的かつ適正に使用するよう努めねばならない。
- 4 研究者等は、お互いに連携し、相互理解のもと、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- 5 研究者等は公的研究費の使用にあたり、役務の提供、物品の購入等、外部業者との関係において、市民・国民の疑惑を招くことのないよう公正な行動をしなければならない。
- 6 研究者等は公的研究費の使用に関する研修等に積極的に参加し、関係法令、財団の規程、要綱等事務手続き、機器使用等の手続きの理解に努めなければならない。

平成28年4月1日制定

公益財団法人川崎市産業振興財団

理事長 曾禰 純一郎